

財団法人 魚津市体育協会寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人 魚津市体育協会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を魚津市本江 3,311 番地 魚津市総合体育館内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、市民ひとり 1 スポ - ツの推進と、体育・スポ - ツ活動の日常化に努め、あわせて各種スポ - ツ団体の育成と体育施設の整備拡充を図り、もって市民の心身の健全な発達と体育・スポ - ツの振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各種体育大会、講習会等の開催
- (2) 体育・スポ - ツ指導者の育成及び研修
- (3) 体育・スポ - ツの宣伝啓発及び奨励
- (4) 体育施設及び器材に関する調査研究
- (5) 加盟団体の強化育成及び相互の連絡調整
- (6) 体育・スポ - ツ功労者の表彰
- (7) 魚津市総合体育館等の管理及び運営
- (8) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 加盟団体負担金
- (5) 助成金及び寄附金
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産と運用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを譲渡・交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経て、かつ、富山県教育委員会の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事務運営に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を得て富山県教育委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときもまた同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、財産目録、事業報告書及びその年度末の収支決算書とともに監事の意見書を付して理事会の承認を経て、富山県教育委員会に報告しなければならない。

(剰余金の処分)

第12条 この法人の収支決算において剰余金があるときは、翌年度の収入に繰り入れるものとする。ただし、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に繰り入れることができる。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を得て、かつ、富山県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担及び権利の放棄)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会の議決を得て、かつ、富山県教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 4 章 加盟団体並びに加盟及び脱退

(加盟団体)

第 16 条 この法人は、魚津市内の各種体育・スポ - ツ団体をもって加盟団体とすることができる。

(加盟)

第 17 条 この法人に加盟しようとする団体は、理事現在数及び評議員現在数の各々過半数の同意を経て加盟することができる。

(脱退等)

第 18 条 この法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事現在数及び評議員現在数の各々過半数の同意を経なければならない。

2. 会長は、加盟団体として不適当と認めるとき、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上の同意を経て、これを除名することができる。

(加盟団体負担金)

第 19 条 この法人の加盟団体は、別の定める負担金を毎年度納入しなければならない。

第 5 章 役員及び評議員

(役員)

第 20 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理 事 25 名以内(会長、副会長、理事長及び副理事長を含む。)
- (6) 監 事 3 名

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2. 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
3. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 22 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 理事長は、会長の命を受けてその職務を処理する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理する。
5. 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 23 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は富山県教育委員会に速やかに報告すること。
- (4) 前号の報告のため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期)

第 24 条 この法人の役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第 25 条 役員が次の各号の 1 に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々 3 分の 2 以上の議決により会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員の報酬)

第 26 条 役員は、無報酬とする。

(評議員の選出)

第 27 条 この法人には、評議員 60 名以内を置く。

2. 評議員は、第 16 条に掲げる加盟団体からそれぞれ推薦を受けた者と学識経験者の中から理事会において選任する。
3. 前条の規定により評議員に選出されてものが役員に就任したときは、その資格を失い、これにかわる評議員を前項の規定により選任するものとする。
4. 評議員には、第 24 条から第 26 条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読みかえるものとする。

(評議員の職務)

第 28 条 評議員は評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対して必要と認める事項について助言する。

(顧問・相談役及び参事)

第 29 条 この法人に顧問・相談役及び参与を置くことができる。

2. 顧問・相談役及び参与は、協会に功労のあった者から、理事会の推挙により会長が委嘱する。
3. 顧問・相談役及び参与は、会長の諮問に応じる。

第 6 章 会 議

(理事会の権限)

第 30 条 次に掲げる事項は、理事会において、議決しなければならない。

- (1) 基本財産に繰り入れる財産の決定に関する事項

- (2) 基本財産の処分の制限に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の決定に関する事項
- (4) 収支決算及び事業報告の承認に関する事項
- (5) 長期借入金の決定に関する事項
- (6) 新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (7) 新規加盟団体及び加盟団体の脱退に関する事項
- (8) 評議員の選任に関する事項
- (9) 専門部会の組織及び運営に関する事項
- (10) 魚津市総合体育館等の管理及び運営に関する事項
- (11) 寄附行為の変更に関する事項
- (12) 解散及び解散に伴う残余財産に関する事項
- (13) その他、この法人の業務に関する重要と認められる事項

(理事会の招集等)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第 32 条 理事会は、理事現在数の過半数以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、委任状をもって意志を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めのある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 33 条 次に掲げる事項については、評議員会に提出しその意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 魚津市総合体育館等の管理及び運営に関する事項
- (6) 前各号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2. 評議員会の議長は、当初の評議員会において評議員のうちから選出する。

3. 第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読みかえるものとする。

(議事録)

第 34 条 会議の議事については、その都度議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上

が署名押印の上、これを保存するものとする。

第 7 章 部門部会及び事務局

(専門部会)

第 35 条 この法人の事業を遂行するために必要な専門部会を設けることができる。

2. 専門部会の名称、組織及び運営その他必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(事務局)

第 36 条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2. 職員は、会長が任命する。

3. 職員は、有給とする。

4. 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 8 章 体育施設運営委員会

第 37 条 この法人は、魚津市総合体育館等の管理及び運営を円滑に行うため、体育施設運営委員会（以下「委員会」という）を置くことができる。

2. 委員会の組織、その他必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に会長が定める。

第 9 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 38 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の各々 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ、富山県教育委員会の承認を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 39 条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の各々 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、富山県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 40 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、富山県教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似した目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 10 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 41 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれらにかわる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

(1) 寄附行為

- (2) 役員、評議員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 業務日誌
- (8) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項5号の帳簿及び書類は10年、同項第7号及び第8号の書類及び帳簿は、1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第42条 この寄附行為の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、富山県教育委員会の許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、この寄附行為の規定にかかわらず、別紙名簿のとおりとし、その任期は、昭和61年3月31日までとする。
3. この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、この寄附行為の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の会計年度は、設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。
5. 従来の任意団体魚津市体育協会に属した権利、義務の一切は、この法人が継承するものとする。
6. 平成元年3月28日 一部改正